

## 【協定書別記】

### セキュリティに係る特記仕様書

#### 第1 秘密の保持等

- 1 受注者は、県から指定された事項及び業務遂行上で知り得た県の業務上の秘密事項を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、受注業務を履行する受注者の従業員その他の者と、前記1の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講ずるものとする。  
この記載は、この業務満了後又は解除後においてもなお効力を有する。

#### 第2 貸与資料等の提供等

- 1 受注者は、県から受注業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受けたときは、県に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 2 受注者は、前記1により貸与を受けた貸与資料等を県の指定を受けた場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 3 前記2の記載は、第3の1のただし書（第3の3において準用する場合を含む。）による再委託（第三者に受注業務の実施を委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）又は再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。以下同じ。）の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（以下「再委託等の相手方」という。）に準用する。

#### 第3 再委託の禁止等

- 1 受注者は、受注業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ県から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 受注者は、前記1のただし書きの記載による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、第4の1及び第4の2の記載に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 前記1及び2の記載は、再々委託が行われる場合に準用する。
- 4 再委託等の相手方の行為は、受注者の行為とみなす。

#### 第4 個人情報の保護

- 1 受注者は、受注業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、受注業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 受注者は、受注業務の実施における県の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の誓約書の写しを含む。）を県に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注業務の実施における県の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を提出

させ、その写しを県に提出するものとする。

- 5 受注者は、受注業務の実施における県の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面（再委託等の相手方の書面の写しを含む。）により県に提出し、その承認を得なければならない。
- 6 受注者は、前記1から5の実施に関し、派遣社員等その雇用形態を問わず全ての受注業務の従事者を対象としてこれを行なうものとする。

#### 第5 セキュリティ確保

- 1 受注者は、テストの実施に際し、原則個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合には、県の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。
- 2 受注者は、受注業務を富山県庁舎内で実施する場合には、業務従事者にその身分を示す証明書を常に携帯させ、かつ、県の請求があるときは、直ちにこれを提示させなければならない。